


NTT東日本・西日本における光回線の卸売サービスの提供状況(令和3年度)について(報告)

令和4年9月20日
総務省総合通信基盤局

平成26年12月	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方-世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて-」(平成26年12月18日)の中で「サービス卸の提供に当たり、(中略)一定の透明性が確保される仕組みの導入を検討することが適当である。」等とされる。
平成27年2月	<ul style="list-style-type: none"> ● NTT東日本・西日本(以下「NTT東西」という。)が、光回線の卸売サービス(サービス卸)の提供を開始。 ● 総務省は、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」を策定。 併せて、サービス卸の提供に係る適正性及び公平性を十分確保するとともに、一定の透明性を確保する観点で検証を行い、また、サービス卸の利用実態等を把握して市場動向の分析を行うため、NTT東西に対して、以下の対応及び報告を要請。 <ul style="list-style-type: none"> － サービス卸の提供条件等の公平性、適正性及び透明性の確保 － サービス卸ガイドライン等を踏まえた対応 ⇒ 事業年度経過後速やかに、その事業年度の状況を報告 － サービス卸に係る市場動向の把握・検証のための報告 ⇒ 平成28年3月の電気通信事業報告規則改正により四半期ごとに報告
5月	<ul style="list-style-type: none"> ● 改正電気通信事業法の成立・公布(施行は公布後1年以内) <ul style="list-style-type: none"> － 卸電気通信役務の事後届出制を導入。総務大臣は届出内容を整理・公表
平成28年3月	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信事業報告規則の改正 <ul style="list-style-type: none"> － 卸電気通信役務の提供に関して、卸契約数、卸先事業者の数及び名称、契約数が3万以上の卸先事業者の名称及び契約数を報告(四半期ごと)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ● 改正電気通信事業法の施行 <ul style="list-style-type: none"> － NTT東西が提供するサービス卸については、届出対象事業者(次頁※1)との契約について、その内容に関する遅滞のない届出が求められる
令和3年1月	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気通信事業法施行規則の改正(施行は令和3年4月) <ul style="list-style-type: none"> － NTT東日本・西日本による届出対象事業者を、全ての電気通信事業者に拡大 － 届出の内容は、卸電気通信役務の内容・料金、卸先事業者に支払う金銭等、卸先事業者又はその利用者の権利又は義務に重要な関係を有する提供条件 等
令和4年6月	<ul style="list-style-type: none"> ● 改正電気通信事業法の成立・公布(施行は公布後1年以内) <ul style="list-style-type: none"> － 第一種指定電気通信設備(及び第二種指定電気通信設備)を用いた卸役務について、事業者間協議がより実質的・活発に行われるための環境整備として、当該設備を設置する事業者に対し、役務提供義務や情報提示義務を課す

 NTT東西からの上記報告・届出を踏まえ、NTT東西におけるサービス卸の提供状況及びサービス卸に係る市場動向について、透明性等を確保する観点から、情報通信審議会電気通信事業政策部会に報告する。(これまで、平成27年以降、約1年ごとに報告)

- 平成27年2月より東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)(以下「NTT東西」という。)が提供している光回線の卸売サービス(以下「サービス卸」という。)については、料金その他の提供条件の適正性及び公平性を確保する観点等から、NTT東西は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)により届出対象事業者(※1)との間の契約内容について届出を行うことが義務づけられているとともに、「NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」(以下「サービス卸ガイドライン」という。)を踏まえた対応状況について総務省に報告することが要請されている。
- 総務省において、NTT東西からの届出及び報告等により料金その他の提供条件について適正性・公平性の観点から確認を行ったところ、電気通信事業法上問題となるような事実は確認されなかった。

具体的観点	確認結果
NTT東西におけるサービス卸ガイドライン等を踏まえた対応の <u>適正性</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス卸ガイドラインを踏まえた対応について、電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実は確認されなかった。 ・ また、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画(令和3年度)」に基づく検証を行ったところ、現時点では、明確に電気通信事業法上問題となる行為が行われている事実は確認されなかった。(具体的な確認結果については17・18頁)
NTT東西の各卸先事業者に対する取扱いの <u>公平性</u> (届出内容により確認できる範囲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回の報告以後、NTT東西から届出された各届出対象事業者との間の契約内容(届出契約内容)(※2)間の相違点を確認したが、電気通信事業法上問題となるような事実は確認されなかった。 <p>※2 電気通信事業法施行規則第25条の5の規定により提出された届出書、契約書その他の書面 (具体的な届出の内容については19・20頁)</p>

※1 光サービス卸の提供を受ける全ての電気通信事業者 [redacted] との

契約内容(卸電気通信役務の内容・料金等)が、NTT東西による届出の対象とされている(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第25条の7第4号)。

さらに、次のいずれかに該当する電気通信事業者との契約については、契約書等の写しの添付も求められる(同規則第25条の5、第25条の7の3)。

- ① NTT東西の特定関係法人であって、NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が5万以上の電気通信事業者
- ② NTT東西から提供を受けるFTTHアクセスサービスに用いられる固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数が50万以上の電気通信事業者
- ③ その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備を設置する電気通信事業者(移動通信事業者)

委員限り

- 平成30年8月、総務省において「NTT東西の光サービスの卸売サービスの事業者変更の在り方についてのタスクフォース」を開催し、電話番号及び光回線の継続した利用を可能とする「事業者変更」を早期に実現するよう提言を行った。
- NTT東西、コラボ事業者等の関係者間において、システム改修や運用体制の整備等が行われ、令和元年7月1日より電話番号及び光回線の継続した利用を可能とする「事業者変更」が開始された。
- 令和3年度の事業者変更の実施件数は [] (NTT東西合計)。令和2年度と比べ、 [] 一月当たり平均 [])増加した。 **委員限り**

実施件数

委員限り

(参考) FTTH契約数: 3,667万件、NTT東西FTTH契約数: 2,326万件、NTT東西サービス卸契約数: 1,629万件 (令和4年3月末時点)

NTT東西におけるサービス卸に係る施策の例

- 利用者向け ⇒ NTT東西ホームページに、「事業者変更の概要」「事業者変更の手続」「主な留意事項」「事業者変更にかかるお客様からの問い合わせ窓口」について掲載・更新
- 卸先事業者向け ⇒ 事業者向けポータルサイトに、「事業者変更にかかる事業者間の問い合わせ窓口」について掲載・更新

- 「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」の最終答申(情報通信審議会 令和元年12月17日)を踏まえ、接続料の算定等に関する研究会(座長:辻 正次 神戸国際大学学長・教授)において、卸役務の提供条件等の適正性、公平性、透明性の確保のために必要なルール等の検討を行い、それを踏まえ総務省において制度改正等を実施。

電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(抜粋)

- 現行制度は、事業展開上不可欠性や優位性を有する設備を他事業者が利用するに当たり、「接続」を中心に、公正競争確保のためのルールの充実・強化を図ってきたが、柔軟な設備利用が可能な「卸役務」の利用が近年拡大し、卸先事業者から提供条件の適正性等に関する課題が指摘。現行制度を見直し、提供条件の適正性等と柔軟な設備利用のバランスを確保することで、公正競争を確保することが必要。
- 今後、5GやIoTの普及・進展により、事業者間連携の多様化に伴い「卸役務」の利用が一層拡大することに加え、移動・固定市場の融合等、市場・ネットワーク構造の変化を見据え、「設備」に着目した公正競争確保のための現行ルールを、「サービス/機能」にも着目したものに転換することが求められる。

当面の対応

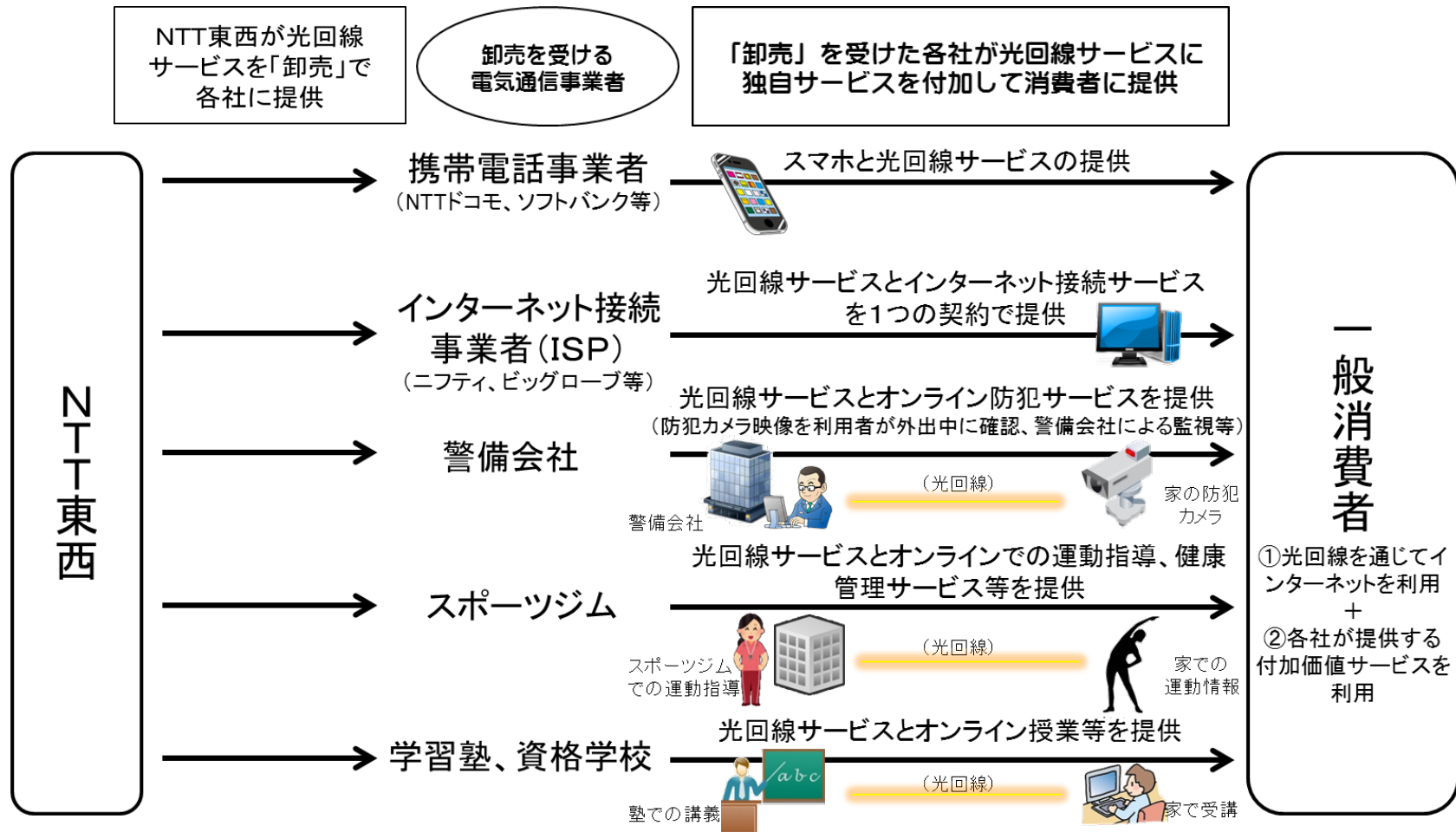
- 「卸役務」によって柔軟な設備利用が実現されてきたことに留意しつつ、指定電気通信設備によって提供される「卸役務」について、提供条件等の実態把握を強化するとともに、接続では実質的に代替困難な可能性があるものについて、料金水準の適正性等の検証を行う仕組みの導入を検討。
- 措置後の動向を注視した上で、必要に応じ、電気通信事業法の改正を含めた更なる対応を検討。

接続料の算定等に関する研究会における検討を踏まえた対応

- 光サービス卸に係る届出制度の充実に関する省令改正(令和3年1月14日)
卸電気通信役務の内容・料金等の届出対象となる事業者を、NTT東西の特定関係事業者等から、光サービス卸の提供を受ける全ての電気通信事業者に拡大。
- 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果等の公表(令和3年2月24日・令和4年1月31日)
令和2年9月25日に策定・公表したガイドラインに基づき、NTT東西が自ら検証した結果等の報告を受け、その結果概要を公表。
- 卸協議の適正性の確保に係る電気通信事業法の改正(令和4年6月17日)
第一種指定電気通信設備(及び第二種指定電気通信設備)を用いた卸役務について、事業者間協議がより実質的・活発に行われるための環境整備として、当該設備を設置する事業者に対し、以下の義務を課すための規律を新たに整備。
 - ・ 正当な理由のない限り特定卸役務(指定設備卸役務のうち、競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの)を提供する義務
 - ・ 卸先事業者の求めに応じ、卸先事業者へ情報(料金の算定方法等一定の協議の円滑化に資する事項)を提示する義務

参 考

- NTT東西は、平成27年2月より、光回線の卸売サービスの提供を開始。
- 開始に当たり、NTT東西は、保障契約約款を変更し「別段の合意により締結する「光コラボレーションモデルに関する契約」におけるIP通信網サービスに係る料金その他の提供条件は、各IP通信網契約者に対して同一のもの」とする旨を追記。

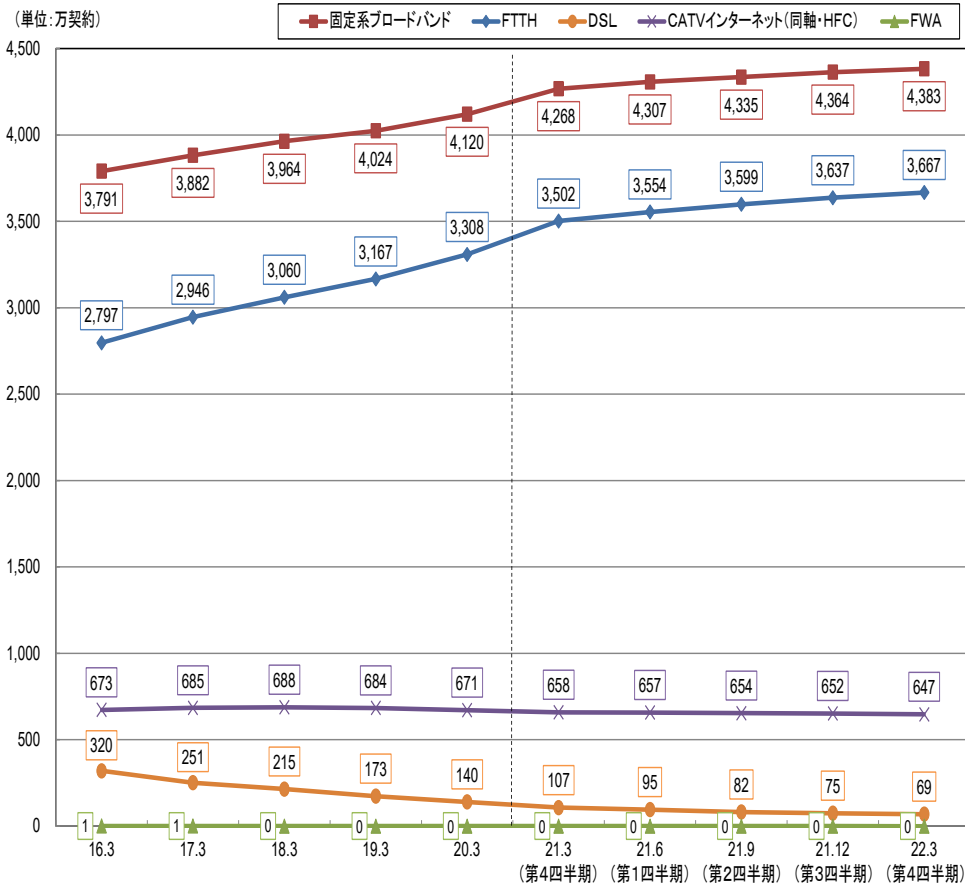


固定系 broadband サービスの契約数

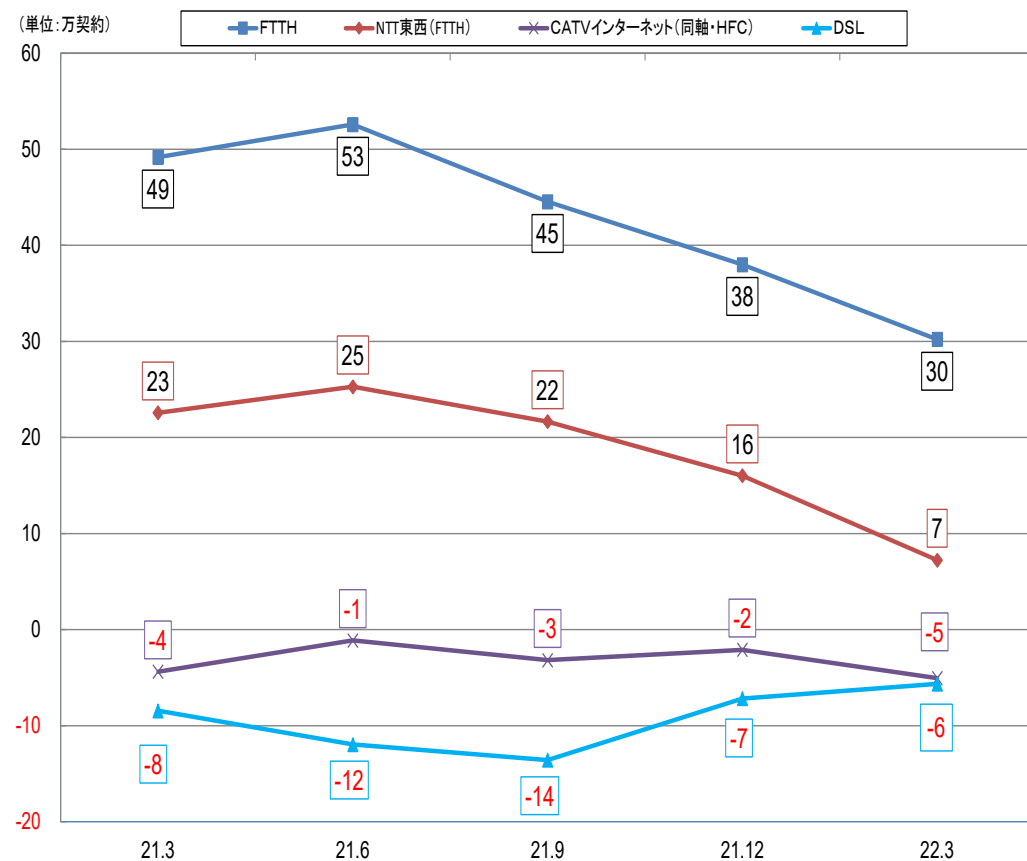
- 固定系 broadband サービス※の契約数は**4,383万** (前期比+0.4%、前年同期比+2.7%)と**増加** (2022年3月末)。
- FTTHの契約数は**3,667万** (前期比+0.8%、前年同期比+4.7%)に増加し、固定系 broadband 契約数全体の**83.7%** (前期比+0.3ポイント、前年同期比+1.6ポイント)。**2021年度**においては約**40万**の**純増**を維持。

※ FTTH、CATVインターネット、DSL及びFWAの合計。

【固定系 broadband サービス契約数】



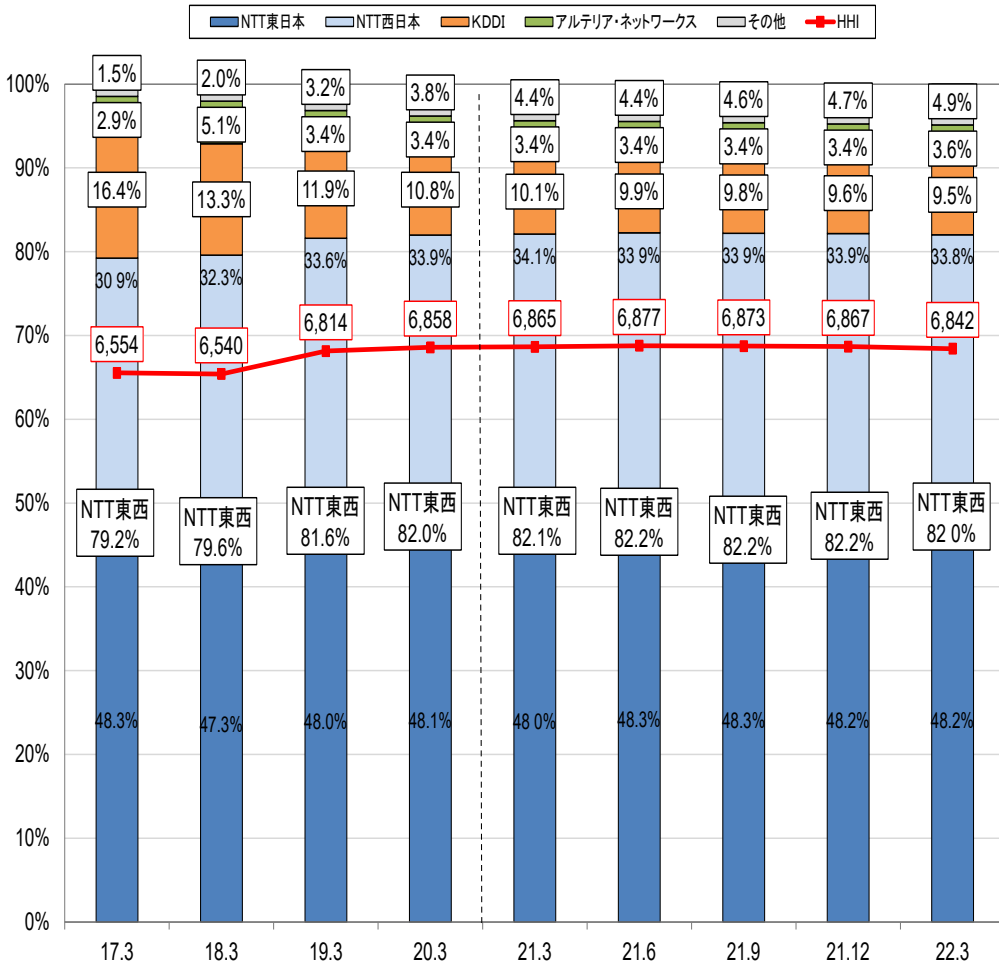
【固定系 broadband サービス純増減数】



FTTHの卸契約数における事業者シェア

- FTTHの契約数全体(3,667万)における卸契約数(1,986万)の割合は**54.2%**(前期比+0.2ポイント、前年同期比+1.1ポイント)(2022年3月末)。
- 卸契約数全体(1,986万)における割合は**NTT東西(1,629万)が82.0%**(前期比▲0.1ポイント、前年同期比▲0.1ポイント)、**KDDIグループ(189万)が9.5%**(前期比▲0.1ポイント、前年同期比▲0.6ポイント)、**アルテリア・ネットワークス(71万)が3.6%**(前期比+0.1ポイント、前年同期比+0.2ポイント)となっている。

【FTTH卸契約数の卸元事業者別シェア】



【NTT東日本】

卸先事業者数:627者
(主な卸先事業者)

【NTT西日本】

卸先事業者数:606者
(主な卸先事業者)

【KDDI】

卸先事業者数:35者
(主な卸先事業者)

【アルテリア・ネットワークス】

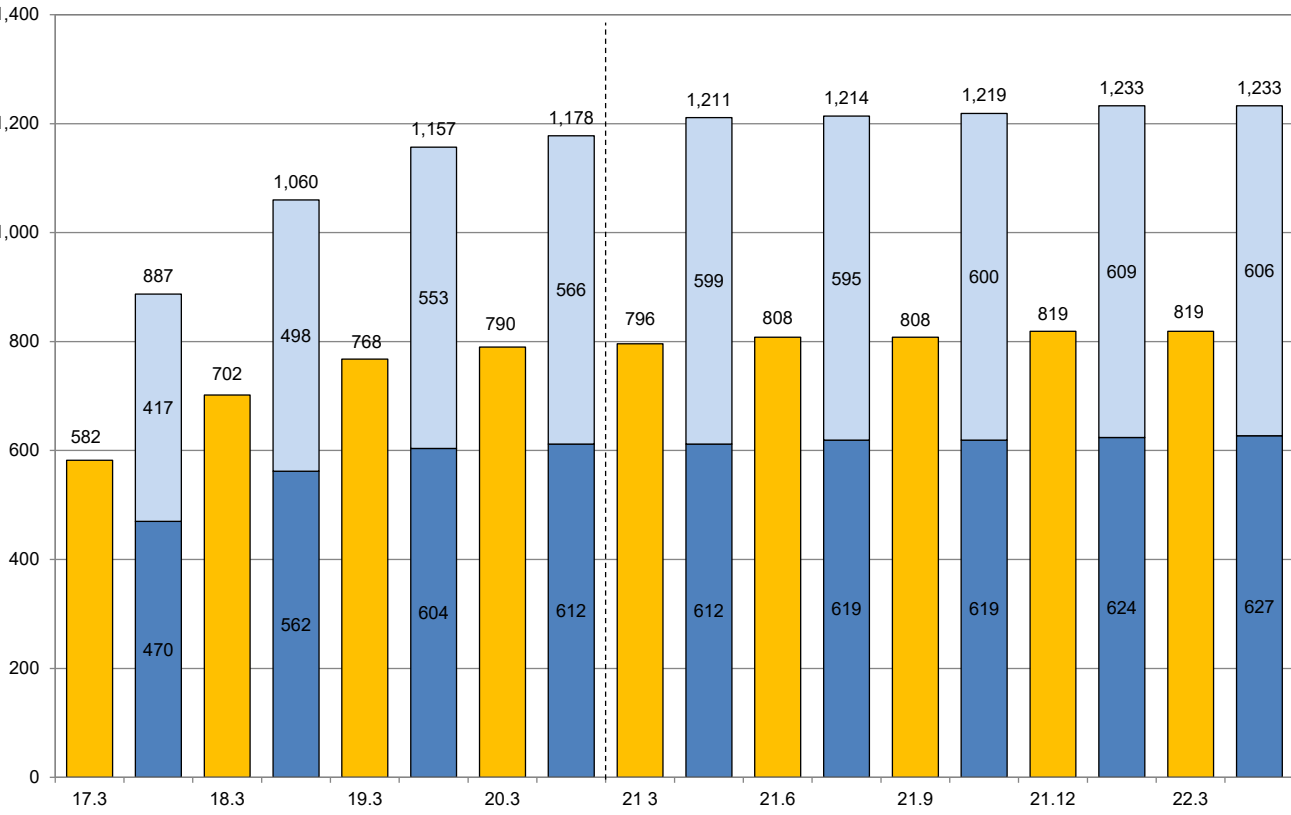
卸先事業者数:112者
(主な卸先事業者)

サービス卸の卸先事業者数

● 2022年3月末におけるNTT東西のサービス卸の卸先事業者数(再卸先事業者を除く。)は**819者**(前期比±0者、前年同期比+23者)となっており、**2021年度**においては事業者数は横ばいとなっている。

(単位:事業者数)

■NTT東日本 □NTT西日本 ■重複排除後合計



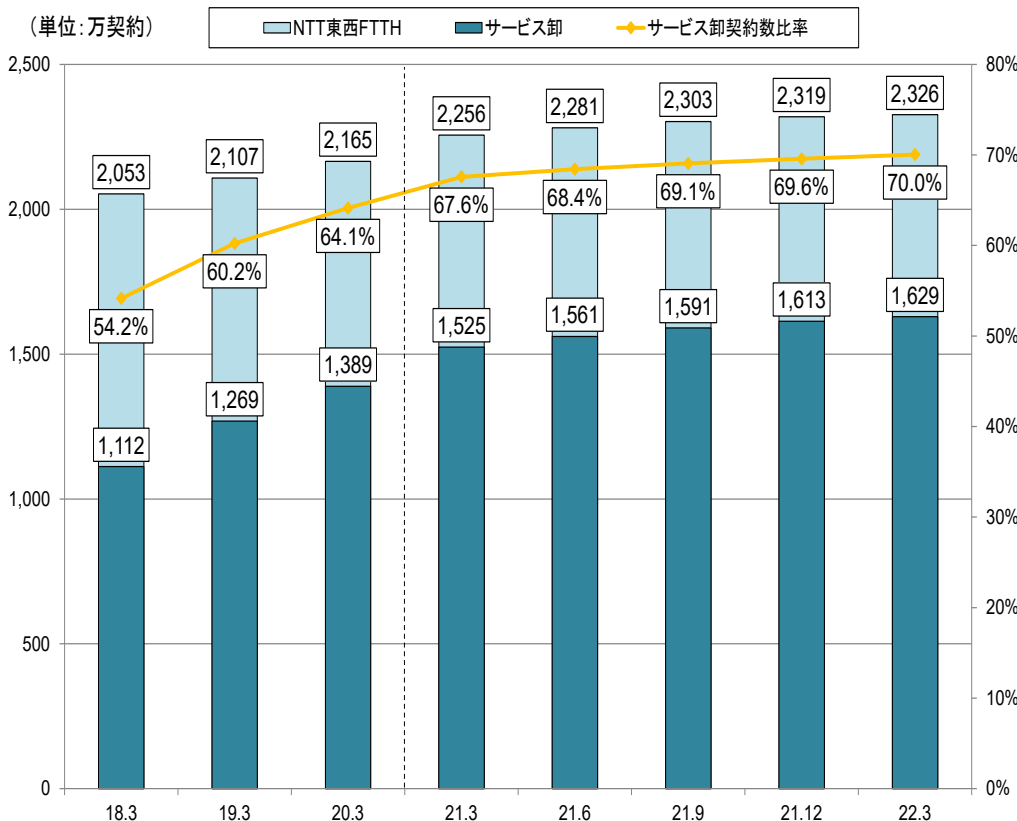
【事業者の分類】

- MNO : 3者(前期比±0者)
- CATV事業者 : 84者(前期比+2者)
- ISP・MVNO事業者: 603者(前期比±0者)
- その他事業者 : 129者(前期比▲2者)

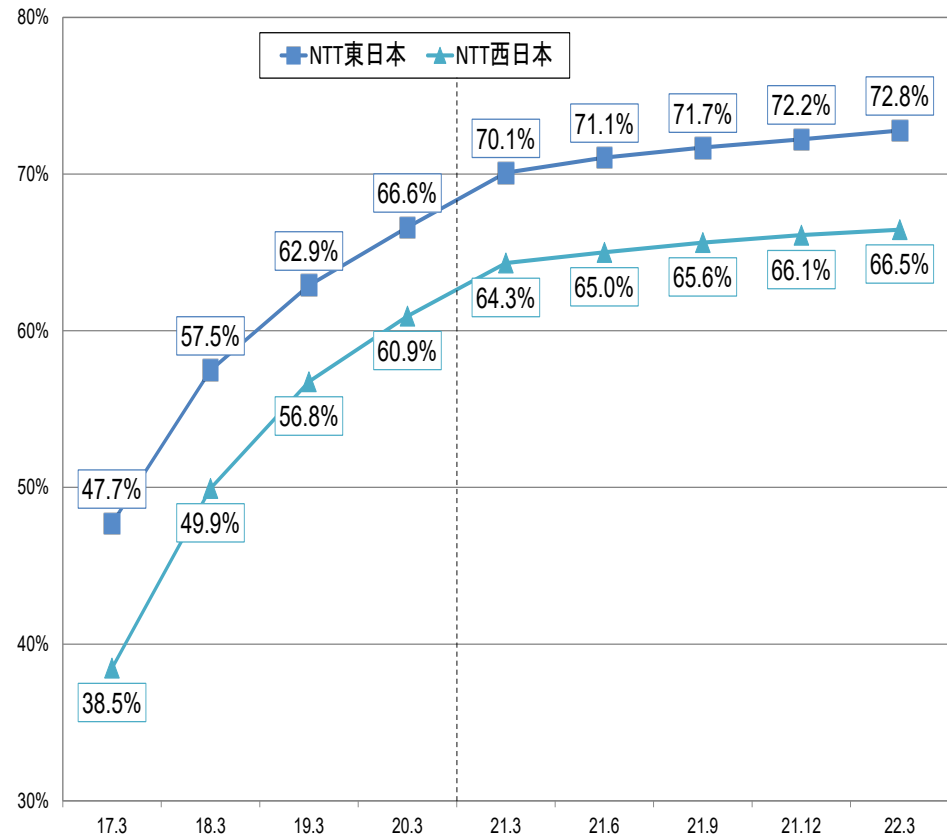
NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸の契約数の割合

- **NTT東西のFTTH契約数** (2,326万) における**サービス卸の契約数** (1,629万) の割合は**70.0%** (前期比+0.5ポイント、前年同期比+2.5ポイント)となっている (2022年3月末)。
- NTT東西別でみると、**NTT東日本のFTTH契約数** (1,315万) における**サービス卸の契約数** (957万) の割合は**72.8%** (前期比+0.6ポイント、前年同期比+2.7ポイント)、**NTT西日本のFTTH契約数** (1,011万) における**サービス卸の契約数** (672万) の割合は**66.5%** (前期比+0.4ポイント、前年同期比+2.1ポイント)となっている。

【FTTH契約数・サービス卸契約数割合】



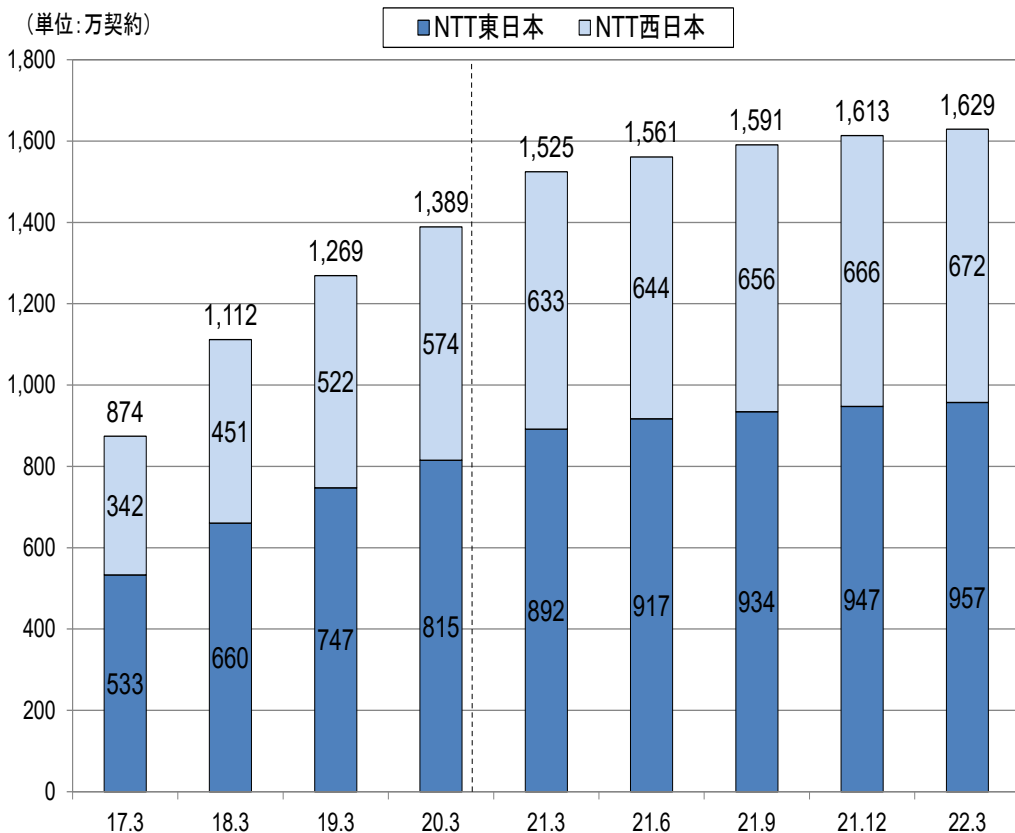
【NTT東西のFTTH契約数におけるサービス卸契約数割合】



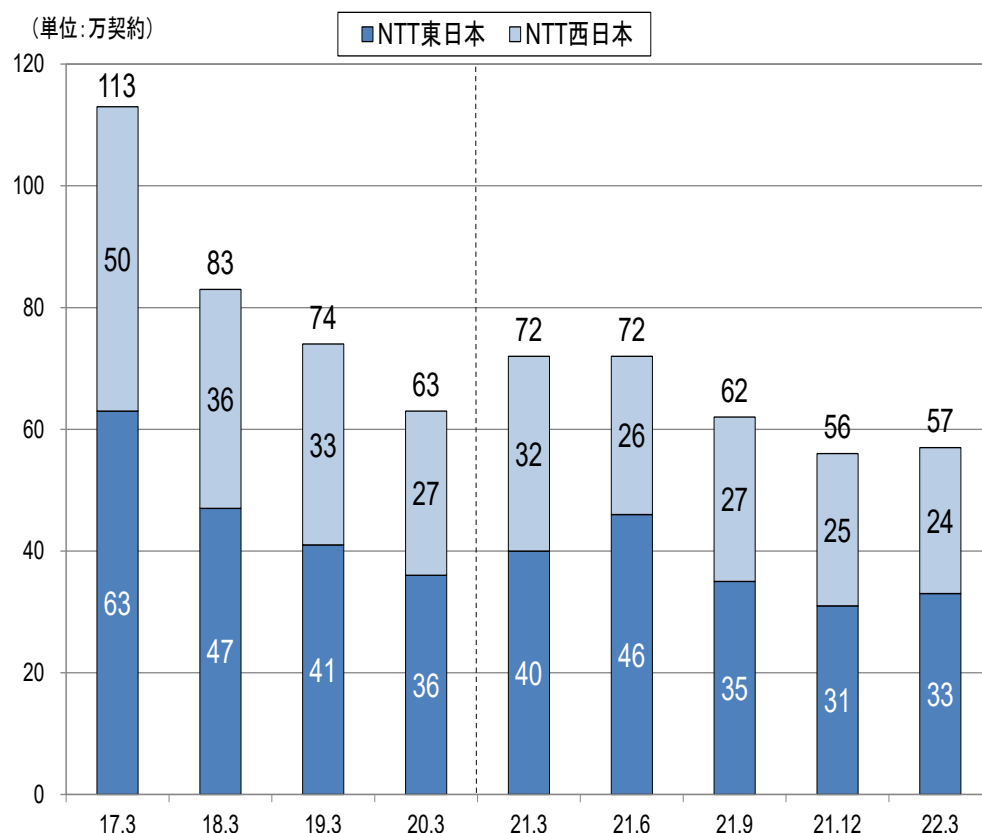
サービス卸の契約数・開通数

- **NTT東西合計の卸契約数は1,629万**（前期比+16万、前年同期比+105万）（2022年3月末）。NTT東西別で見ると、**NTT東日本は957万**（前期比+10万、前年同期比+66万）、**NTT西日本は672万**（前期比+6万、前年同期比+39万）。
- 直近の四半期（2022年1月～3月）の**NTT東西合計の卸開通数は57万**（前期比+1万、前年同期比▲15万）。NTT東西別で見ると、**NTT東日本は33万**（前期比+2万、前年同期比▲7万）、**NTT西日本は24万**（前期比▲1万、前年同期比▲8万）。毎四半期の**卸開通数は2021年度においては減少傾向**にある。

【卸契約数（NTT東西合計、NTT東西別）】



【毎四半期の卸開通数（NTT東西合計、NTT東西別）】

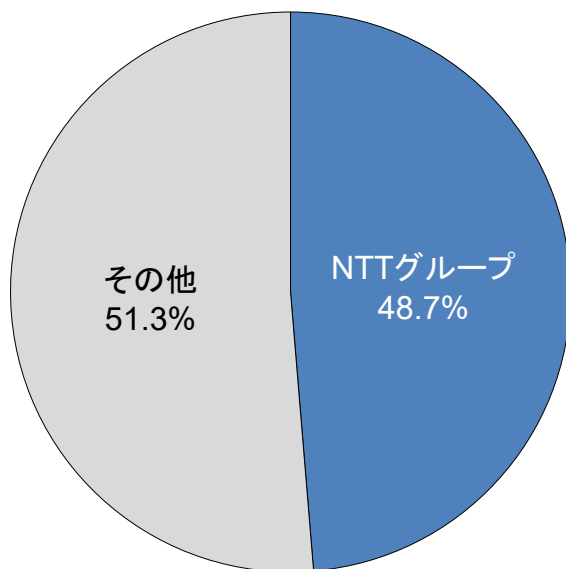


注：卸契約数は、累計の卸開通数から累計の卸解約数を引いた数である。

出所：電気通信事業報告規則に基づくNTT東西からの報告及びNTT提出資料

- NTT東西のサービス卸契約数全体(1,629万)における**NTTグループ**(NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ及びNTTぷらら)の**卸契約数(793万)の割合は48.7%**(前期比▲0.3ポイント、前年同期比▲2.1ポイント)(2022年3月末)。
- 事業者形態別では、**MNO**(NTTドコモ、ソフトバンク及び楽天モバイル)の**卸契約数(1,193万)が73.2%**(前期比▲0.2ポイント、前年同期比▲0.3ポイント)、次いで**ISP**(エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ、ビッグロブ、ソニーネットワークコミュニケーションズ等)の**卸契約数(315万)が19.3%**(前期比+0.1ポイント、前年同期比▲0.5ポイント)。

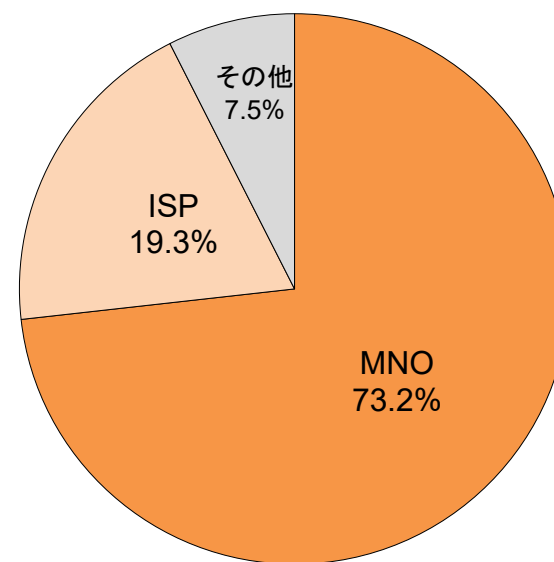
【NTTグループ】



(参考)NTTグループのシェアの推移

	2019.3	2020.3	2021.3	2021.6	2021.9	2021.12	2022.3
NTTグループ	52.1%	52.2%	50.7%	50.1%	49.6%	49.0%	48.7%

【事業者形態別】



(参考)MNO/ISPのシェアの推移

	2019.3	2020.3	2021.3	2021.6	2021.9	2021.12	2022.3
MNO	72.2%	73.4%	73.5%	73.6%	73.5%	73.4%	73.2%
ISP	19.9%	19.0%	19.8%	19.3%	19.3%	19.2%	19.3%

注:「その他」に分類される事業者においても「NTTグループ」又は「ISP」に該当する事業者は存在する。

MNOへの卸契約数の純増数等

委員限り

13

● サービス卸の契約数の純増数(16万、前期比▲7万、前年同期比▲18万)のうち、MNOへの卸契約数の純増数は8万(前期比▲7万、前年同期比▲19万)(2022年3月末)。

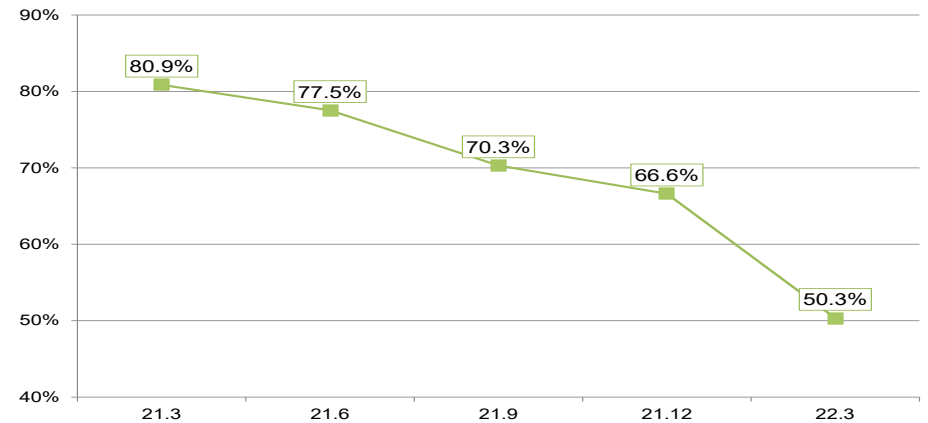
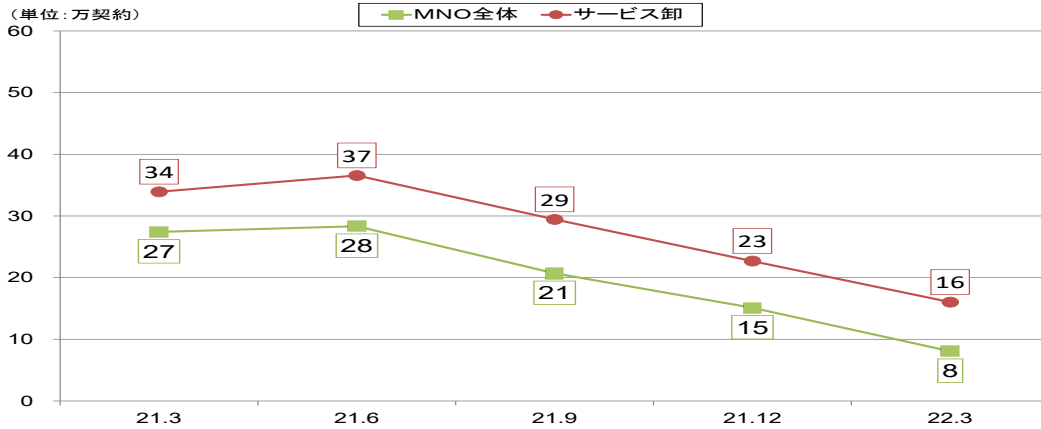
(参考)NTTドコモ: [] ソフトバンク [] 楽天モバイル []

● サービス卸の卸契約数の純増数におけるMNOへの卸契約数の純増数の割合は50.3%(前期比▲16.3ポイント、前年同期比▲30.5ポイント)。

(参考)NTTドコモ: [] ソフトバンク [] 楽天モバイル: []

【MNO卸契約数の純増数】

【サービス卸純増数におけるMNO卸契約純増数の割合】



【MNO3社の卸契約数の純増数】

【サービス卸純増数におけるMNO3社の卸契約純増数の割合】

- 卸契約数が3万以上の卸先事業者(20者)の卸契約数は、以下のとおり(2022年3月末)。

【卸契約数が3万以上の卸先事業者(NTT東西合計)】

事業者名	卸契約数(万)
------	---------

委員限り

注1:「卸契約数(万)」の欄にある括弧内の数値は、前期比の純増減数。
注2:NTT東西の卸先事業者別の卸契約数に基づき作成。

コスト及び利用者料金との関係

			1利用者当たりの 接続料水準(コスト)※	卸料金(額面)	利用者料金水準※
定額	戸建	NTT東日本 (10Gbit/sまでの 符号伝送が可能 なもの)			
		NTT西日本 (10Gbit/sまでの 符号伝送が可能 なもの)			
		NTT東日本 (上記以外)			
		NTT西日本 (上記以外)			
	集合	NTT東日本			
		NTT西日本			
二段階定額	戸建	NTT東日本			
		NTT西日本			

※ 「接続料と利用者料金の関係の検証に関する指針」による検証の結果に関する2022年1月7日付NTT東日本・西日本報告に基づく数値。
 接続料水準は、2022年度の適用接続料及び当該接続料額の設定の前提である予測収容数を用いて算定されたもの。
 利用者料金水準は、原則割引を考慮して算定されたもの。
 定額・戸建の接続料水準は、フレッツ光ネクスト・ファミリータイプ(10Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの及びそれ以外)の提供を想定した場合の値。
 二段階定額・戸建の接続料水準は、フレッツ光ライト・ファミリータイプの提供を想定した場合の値。

委員限り

(参考) NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン(令和元年9月改定) 概要

● 東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)&西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)(以下「NTT東西」という。)の提供するFTTHの卸売サービス(以下「サービス卸」という。)に関する電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の適用関係を明確化し、電気通信事業法上問題となり得る行為を整理・類型化して例示することにより、NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務(特定卸役務)の料金その他の提供条件の適正性・公平性の確保、消費者保護の充実、同法の運用の一層の透明化を図り、公正な競争環境と利用者利便の確保を実現するため、ガイドラインを平成27年2月に策定(令和元年9月最終改定)。

【 サービス卸に関する電気通信事業法の適用関係 】

対象	主な規律	電気通信事業法上問題となり得る行為
卸提供事業者 (NTT東西)	<ul style="list-style-type: none"> ・指定電気通信役務に関する規律(第20条等) ・業務改善命令(第29条) ・禁止行為規制(第30条、第31条) ・第一種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務に関する制度(第38条の2及び第39条の2) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い
卸先事業者 (株式会社NTTドコモを除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・提供条件の説明(第26条) ・書面の交付(第26条の2) ・電気通信業務の休止及び廃止の周知(第26条の4) ・苦情等の処理(第27条) ・電気通信事業者の禁止行為(第27条の2) ・媒介等業務受託者に対する指導(第27条の4) ・業務改善命令(第29条) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 契約前の説明義務の履行不十分 ③ 書面交付義務の履行不十分 ④ 業務の休廃止の周知の履行不十分 ⑤ 苦情等の処理の履行不十分 ⑥ 不実告知、事実不告知 ⑦ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ⑧ 卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分
卸先事業者 (株式会社NTTドコモに限る。)	<ul style="list-style-type: none"> ・提供条件の説明(第26条) ・書面の交付(第26条の2) ・電気通信業務の休止及び廃止の周知(第26条の4) ・苦情等の処理(第27条) ・電気通信事業者の禁止行為(第27条の2) ・媒介等業務受託者に対する指導(第27条の4) ・業務改善命令(第29条) ・禁止行為規制(第30条) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 排他的な割引サービス ③ 関係事業者と一体となっていく排他的な業務 ④ 契約前の説明義務の履行不十分 ⑤ 書面交付義務の履行不十分 ⑥ 業務の休廃止の周知の履行不十分 ⑦ 苦情等の処理の履行不十分 ⑧ 不実告知、事実不告知 ⑨ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為 ⑩ 卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分
卸先契約代理業者 (販売代理店)	<ul style="list-style-type: none"> ・提供条件の説明(第26条) ・電気通信事業者等の禁止行為(第27条の2) 	<ul style="list-style-type: none"> ① 契約前の説明義務の履行不十分 ② 不実告知、事実不告知 ③ 勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為
上記各事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 	

- サービス卸ガイドラインを踏まえた対応について、NTT東西において、電気通信事業法上問題となり得る行為に該当する事実は確認されなかった。
- また、総務省において、契約数の多い卸先事業者に対して「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和3年度）」に基づく検証を行ったところ、現時点では、明確に電気通信事業法上問題となる行為が行われている事実は確認されなかった。

■ サービス卸ガイドライン「5.電気通信事業法上問題となり得る行為」に関する確認結果(1/2)

	ガイドライン該当箇所	総務省の確認結果
競争阻害的な料金の設定等	<p>§ 特定卸役務の料金等(工事費、手数料等を含む。)について自己の関係事業者のみを対象とした割引料金を適用することや、問合せ等に対して自己の関係事業者のサービスのみを紹介することなど、特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと。</p> <p>§ 特定卸役務の料金等(工事費、手数料等を含む。)について、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような大口割引^{※1}を行うこと。</p> <p>§ 特定卸役務と併せて他の電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定し、又は当該他の電気通信役務の提供を受ける者のみに当該特定卸役務を提供(いわゆるバンドル提供)すること。</p> <p>§ 特定卸役務の料金について、競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコスト^{※2}を下回る料金^{※3}を設定すること。</p> <p>§ 特定卸役務の料金等(工事費、手数料等を含む。)について、利用者に対する料金よりも高い料金^{※3}を設定すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西より該当する事実はない旨が報告された。(令和4年6月) ・卸先事業者等から該当する具体的な事例は指摘されていない。

※1 卸提供事業者が卸先事業者に支払う販売促進費等は、「インセンティブ」「コミッション」といった名称によらず、当該卸提供事業者による特定卸役務の料金の割引に該当するものとして取り扱われる場合があることに留意が必要である。すなわち、実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかなような販売インセンティブ等を設定する行為は、ここでいう大口割引に該当し、電気通信事業法上問題となることがある。

※2 サービス卸の料金が利用者単位で設定される場合の「適正なコスト」とは、一利用者当たりの接続料相当額を基本とする額とする。

※3 ここでいう料金は、必ずしも契約約款、契約書等に記載された特定卸役務の料金のみを指すものではなく、割引等を考慮した実質的な料金を指す場合がある。

■ サービス卸ガイドライン「5.電気通信事業法上問題となり得る行為」に関する確認結果(2/2)

ガイドライン該当箇所		総務省の確認結果
提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い	§ 特定卸役務の提供手続及び提供までの期間について、自己の関係事業者に比べて提供時期を遅らせるなど合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西より該当する事実はない旨が報告された。(令和4年6月) ・卸先事業者等から該当する具体的な事例は指摘されていない。 ・事業者別のリードタイムの同等性につき、総務省において検証を実施したところ、令和3年度市場検証において、不当に優先的な取扱い等に該当する事実は認められなかった。
技術的条件に係る不当な差別的取扱い	§ 特定卸役務に係る技術的条件(設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的仕様等)について、合理的理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西より該当する事実はない旨が報告された。(令和4年6月) ・卸先事業者等から該当する具体的な事例は指摘されていない。
サービス仕様に係る不当な差別的取扱い	§ 特定卸役務のサービス仕様について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西より該当する事実はない旨が報告された。(令和4年6月) ・卸先事業者等から該当する具体的な事例は指摘されていない。
競争阻害的な情報収集	§ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者の事業計画等(利用者料金の水準や料金体系、一体として提供しようとするサービスなど)の内容を合理的な理由なく聴取すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西より該当する事実はない旨が報告された。(令和4年6月) ・卸先事業者等から該当する具体的な事例は指摘されていない。
情報の目的外利用	§ 特定卸役務の提供に関して知り得た卸先事業者の情報を、合理的な理由なく、自己又は自己の関係事業者の営業目的など、その用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西より該当する事実はない旨が報告された。(令和4年6月) ・卸先事業者等から該当する具体的な事例は指摘されていない。
情報提供に係る不当な差別的取扱い	§ 自己又は自己の関係者を通じて提供される特定卸役務に係る情報の内容及び質や、当該情報の提供の時期等について、合理的な理由がないのに卸先事業者によって差が生じること。	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西より該当する事実はない旨が報告された。(令和4年6月) ・卸先事業者等から該当する具体的な事例は指摘されていない。
業務に関する不当な規律・干渉	§ 特定卸役務の提供に当たって、卸先事業者に対して、特定卸役務を利用して提供される役務から接続を利用して提供される役務へと利用者を移転させることを不当に制限すること、又は合理的な理由なく特定卸役務を利用しない他の役務提供の取扱いをさせないことなど、合理的な理由なく、卸先事業者のサービス提供を制限すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西より該当する事実はない旨が報告された。(令和4年6月) ・卸先事業者等から該当する具体的な事例は指摘されていない。
業務の受託に係る不当な差別的取扱い	§ 特定卸役務に関する料金請求・回収代行業務等の受託に関して、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、自己の関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定する、又は受託業務の提供時期を遅らせるなど、合理的な理由なく、特定の事業者についてのみ優先的又は不利な取扱いをすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・NTT東西より該当する事実はない旨が報告された。(令和4年6月) ・卸先事業者等から該当する具体的な事例は指摘されていない。

主な届出項目	主な届出内容
提供卸電気通信役務の内容	FTTHアクセスサービス
提供卸電気通信役務に関する料金	定額メニュー(1Gb/sまでのもの、10Gb/sのもの)及び二段階定額メニューの月額料金、転用手続き費、事業者変更手続き費、1の工事ごとの基本工事費等及び工事に関する費用の割引 フレッツ・ADSL等から光回線へ移行する際の初期費用の一部の割引
提供卸電気通信役務に関して、卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等	1契約当たりの奨励金
NTT東西及び卸先電気通信事業者の責任に関する事項	<p>【NTT東日本・西日本の責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸先電気通信事業者が所定の日までに書面で通知した場合に契約を解除する旨 <p>【卸先電気通信事業者の責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> NTT東日本・西日本が所定の日までに書面で通知した場合に契約を解除する旨、NTT東日本・西日本の承諾を得ることなく提供卸電気通信役務を第三者に対しての卸電気通信役務として提供することの禁止、提供卸電気通信役務を主として自己の用に供することの禁止、提供卸電気通信役務を利用したサービスの利用者に対してその契約解除を勧奨し、NTT東日本あるいはNTT西日本以外が提供するサービスへの乗り換えを故意に促進することの禁止
NTT東西及び卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 電気通信設備の保守上・工事上やむを得ない場合等における、サービスの利用者への直接連絡等を通じ、利用者宅にて作業を行うことに関する事項 <p>【卸先電気通信事業者が利用者に対して負うべき責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスに対する改善要望、料金等に対する苦情・問い合わせ等には、卸先電気通信事業者が対応する旨
電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法	<ul style="list-style-type: none"> 転用時に契約者回線設置に係る工事費の分割支払いが未了の場合に残余期間の債務を卸先電気通信事業者が引き継いでNTT東日本に支払う旨 転用時に、転用前の契約者回線の設置に係る工事に関する費用の割引を受けており、転用前のIP通信網サービスの提供開始日を含む料金月から23か月後の料金月末日までの期間満了前に転用後のIP通信網契約の解除があった場合は、NTT西日本が規定する額を支払う旨
①卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する提供卸電気通信役務の提供条件又は②卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項	<p>【①に係るもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置貸出サービス(NTT東日本のみ)、 <p>【②に係るもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> 音声利用IP通信網サービス、端末設備貸出サービス、フレッツ・テレビ伝送サービス、リモートサポートサービス
有効期間を定めるときは、その期間	奨励金及び工事(契約者回線の移転)に関する費用の割引に係る有効期間 フレッツ・ADSL等から光回線へ移行する際の初期費用の割引に係る有効期間

届出契約内容の例(概略)

【例：IP通信網サービスに係る提供条件等】

事項		主な提供料金(税別)等	
提供サービス		定額料金メニュー(平成27年2月から提供)	二段階定額料金メニュー(平成28年1月から提供)
提供料金	利用料金 (月額)		
	転用手続き費		
	事業者変更 手続き費		
	工事費		
提供条件			
奨励金			